

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>19 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 株主、役員若しくは従業員に対する短期債権を区分掲記しなければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権の合計額が資産の総額の<u>100分の5</u>を超える場合をいう。</p> <p>3 仮払金その他の未決算勘定でその金額が資産の総額の<u>100分の5</u>を超えるものについては、当該未決算勘定の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 金銭の信託及びデリバティブ取引により生じる正味の債権で、それぞれの合計額が資産の総額の<u>100分の5</u>を超えるものについては、当該金銭の信託等の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>6 通常の取引以外の取引に基づいて発生したリース債権又はリース投資資産で1年内に期限が到来するものについて、それぞれの合計額が資産の総額の<u>100分の5</u>を超える場合には、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。</p>	<p>19 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 株主、役員若しくは従業員に対する短期債権を区分掲記しなければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権の合計額が資産の総額の<u>100分の1</u>を超える場合をいう。</p> <p>3 仮払金その他の未決算勘定でその金額が資産の総額の<u>100分の1</u>を超えるものについては、当該未決算勘定の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 金銭の信託及びデリバティブ取引により生じる正味の債権で、それぞれの合計額が資産の総額の<u>100分の1</u>を超えるものについては、当該金銭の信託等の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>6 通常の取引以外の取引に基づいて発生したリース債権又はリース投資資産で1年内に期限が到来するものについて、それぞれの合計額が資産の総額の<u>100分の1</u>を超える場合には、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。</p>
<p>33 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第31条の4に規定するリース債権又はリース投資資産で、それぞれの合計額が資産の総額の<u>100分の5</u>を超えるものについては、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。</p>	<p>33 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第31条の4に規定するリース債権又はリース投資資産で、それぞれの合計額が資産の総額の<u>100分の1</u>を超えるものについては、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。</p>
<p>49-1-1 47-6に掲げる通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形上の債務の金額が負債及び純資産の合計額の<u>100分の5</u>以下である場合には、当該手形債務については、規則第49条第1項第1号に規定する支払手形の科目に含めて記載することができる。</p>	<p>49-1-1 47-6に掲げる通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形上の債務の金額が負債及び純資産の合計額の<u>100分の1</u>以下である場合には、当該手形債務については、規則第49条第1項第1号に規定する支払手形の科目に含めて記載することができる。</p>
<p>50 (略)</p> <p>1 株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務を区分掲記しなければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務の合計額が負債及び純資産の合計額の<u>100分の5</u>を超える場合をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 仮受金その他の未決算勘定でその金額が負債及び純資産の合計額の<u>100分の5</u>を超えるものについては、当該未決算勘定の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>4 デリバティブ取引により生じる正味の債務でその合計額が負債及び純資産</p>	<p>50 (略)</p> <p>1 株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務を区分掲記しなければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務の合計額が負債及び純資産の合計額の<u>100分の1</u>を超える場合をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 仮受金その他の未決算勘定でその金額が負債及び純資産の合計額の<u>100分の1</u>を超えるものについては、当該未決算勘定の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>4 デリバティブ取引により生じる正味の債務でその合計額が負債及び純資産</p>

の合計額の100分の5を超えるものについては、当該デリバティブ取引により生じる正味の債務の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。

53 規則第53条に規定する株主、役員若しくは従業員からの長期借入金を区分掲記しなければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金の合計額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超える場合であることに留意する。

(削除)

の合計額の100分の1を超えるものについては、当該デリバティブ取引により生じる正味の債務の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。

53 規則第53条に規定する株主、役員若しくは従業員からの長期借入金を区分掲記しなければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金の合計額が負債及び純資産の合計額の100分の1を超える場合であることに留意する。

68の2 規則第68条の2に規定する契約により剰余金の配当について制限を受けている場合とは、契約によって分配可能額のうち配当に充当することができない部分を金額によって制限されているもののほか、配当率が制限されているもの又は一定の財務比率を維持する等の制約によって、配当可能利益の一部が結果的に配当に充当することができなくなる場合等を含むものとし、同条に規定するその旨及びその内容の注記は、契約により配当制限を受けている旨、配当制限が付されている契約の内容、当該契約に定められている配当制限の方法及び配当に充当することが制限される額を記載するものとする。

## 第九章 (略)

132 規則第132条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の財務書類と当該会社が本邦における会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと仮定した場合の財務諸表とを比較した相違を金額により記載することができる場合には、当該金額による相違も記載するものとする。

133-2 規則第133条第2項の規定に関しては、次の点に留意する。

1 (略)

2 注記の内容に関しては、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載するものとする。なお、この注記は、規則第132条に規定する注記と併せて記載することができる。

134 規則第134条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。

## 第八章 (略)

130 規則第130条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の財務書類と当該会社が本邦における会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと仮定した場合の財務諸表とを比較した相違を金額により記載することができる場合には、当該金額による相違も記載するものとする。

131-2 規則第131条第2項の規定に関しては、次の点に留意する。

1 (略)

2 注記の内容に関しては、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載するものとする。なお、この注記は、規則第130条に規定する注記と併せて記載することができる。

132 規則第132条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。